

文京区補助金等チェックシート

所属 福祉部障害福祉課

1 補助金の名称等

1年度調査

補助金の名称	地域活動支援センター運営費補助金								
根拠規定等	文京区身体障害者及び知的障害者地域活動支援センター運営費補助金交付要綱								
創設年月	令和	1	年	10	月	経過年数 〔自動計算〕	0年	終了予定年月	
直近の見直し年月			年		月	経過年数 〔自動計算〕			
見直しの内容									
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	実施計画事業番号			
	05 民生費	03 心身障害者福祉費	02 心身障害者福祉給付費	04 地域生活支援事業費	02 サービス事業費				
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給								

2 補助金の概要

補助目的	社会福祉法人等が実施する地域活動支援センター事業に対して補助金を交付することにより、障害者に創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を図ることにより、地域社会における生活及び自立を促進することを目的とする。									
補助事業等の内容	・通所により、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等を行う事業 ・専門職員の配置による医療、福祉及び地域との連携強化並びに地域住民ボランティアの育成又は障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業 ・入浴、排せつ又は食事の介護並びに機能訓練、生活訓練又は作業訓練等の支援を行う事業									
補助対象経費の内容	職員の給料、職員手当、共済費、報償費及び賃金、各所修繕費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費及び負担金等									
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input checked="" type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他									
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕 地域活動支援センターを運営する社会福祉法人等									
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率〔補助率〕 <input checked="" type="checkbox"/> 定額〔補助額 12,000,000円〕									
	<input type="checkbox"/> 補助単価〔補助単価 単位〕 <input checked="" type="checkbox"/> その他									
	〔その他の場合は具体的に記入〕 令和元年度の補助額は、7,000,000円を上限とする。 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕 ・生活介護事業の「障害支援区分4(利用定員20人以下)」を基礎に単位を設定する。 ・特別区(1級地)の単価11.22円を1単位の計算基礎単価に採用する。 ・1月当たりの延利用者数を220人(10人×22日)と想定し、補助基準額を積算する。									
公募の状況	地域活動支援センターを運営する社会福祉法人等であれば、補助対象となる。									
実績報告書時における 用途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> その他〔実績報告書〕									
補助・単独の状況	<input type="checkbox"/> 区単独 <input checked="" type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		負担割合	区	1/4	国	1/2	都	1/4	補助対象者
			上乗せの内容・理由							

3 補助金の交付の適否に関する基準〔○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	日中活動の選択の幅が広がるとともに、日中活動系サービス事業所の活動時間終了後の時間帯にも地域活動支援センターで支援を受けることが可能となる。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	地域活動支援センターで創作的活動や社会との交流等を行うことは、「障害者自らが地域で望む生活を選択できる」という障害者・児計画の基本理念に適合している。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	地域活動支援センターは、障害者総合支援法に規定する区市町村の必須事業であり、区が補助すべき事業である。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	障害者本人の意思に反して、他の障害福祉サービス等を利用せざるを得ない場合や、就労や介護の事情を抱える家族の生活を変更せざるを得ない場合が生じる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	補助金交付要綱を整備することにより、補助要件に該当する社会福祉法人等の申請の機会を確保する。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	東京都への事業開始届が受理された後、事業計画書、収支予算書、職員経歴書、運営規程等の内容を審査の上、補助金交付の可否を決定する。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	地域活動支援センターは、障害者総合支援法に規定する区市町村の必須事業であり、民間事業者が実施する場合は、区が補助すべき事業である。
	補助金の交付による効果が認められるか	○	日中活動の選択の幅が広がるとともに、日中活動系サービス事業所の活動時間終了後の時間帯にも地域活動支援センターで支援を受けることが可能となる。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	補助金を交付することにより、社会福祉法人等が東京都の条例及び条例施行規則に規定する設備・人員基準に基づいた利用者支援を行うことが可能となる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	地域活動支援センターは、区内に居住する障害者であれば、利用することができる。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	○	地域活動支援センターは、障害者総合支援法に規定する区市町村の必須事業であり、民間事業者が実施する場合は、区が補助すべき事業である。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	○	補助対象事業者は、障害者の地域における自立を目標にした活動を行っており、地域社会における生活及び自立を促進することを目的とする本事業と合致している。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	○	地域活動支援センターに係る収支予算書及び収支決算書等により、補助金の会計処理や使途について把握している。

4 交付実績

(件、千円)

項目	1年度(予算)			
交付(見込み)件数	1			
決算(予算)額	7,000			
国庫支出金	3,500			
都支出金	1,750			
その他	0			
一般財源	1,750			
30年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)				

5 課題及び今後の方向性

令和元年度9月補正予算では、東京都へ事業開始届を提出する予定の1団体に対する補助金を計上しているが、区内で障害福祉サービスを提供している他の社会福祉法人等についても、地域活動支援センターの事業開始に向けた協議を行っているところである。  
障害者の日中活動の選択の幅が広がるとともに、日中活動系サービス事業所の活動時間終了後の時間帯にも地域活動支援センターで支援を受けることを可能とすべく、今後、他の社会福祉法人等との協議を進めていく。